

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜		2				
トマト	3	2	○・申		1.5 アメカ	0.42, 0.75(トマト)、 1.46(#), 1.42(#)(ミ ニトマト) 【<0.050(#)~ 0.444(#)(n=16) 【0.044(#)~ 0.921(#)(n=8) 【米国のトマト、ピー マン、とうがらしを参 照】 【0.081(#)~ 1.205(#)(n=4)(とう がらし)】
ピーマン	1.5	2			1.5 アメカ	
なす	1.5	2			1.5 アメカ	
その他のなす科野菜	1.5	2			1.5 アメカ	
きゅうり(ガーキンを含む)	0.7	2	○		0.5 アメカ	0.08, 0.30(\$) 【<0.01(#)~ 0.18(#)(n=10) 0.06, 0.448(\$) 【<0.02(#)~ 0.222(#)(n=8) 【米国のきゅうり・か ぼちゃ・カンタロー プを参照】 <0.02(#), <0.02(#) 【米国のきゅうり・か ぼちゃ・カンタロー プを参照】 【0.03~ 0.39(#)(n=4)(ロック メロン)、0.012(#)~ 0.34(#)(n=8)(カン タロープ) / <0.015(#)(n=6)(メ ロン)】 【米国のきゅうり・か ぼちゃ・カンタロー プを参照】 【米国のきゅうり・か ぼちゃ・カンタロー プを参照】
かぼちゃ(スカッシュを含む)	1	2	○		0.5 アメカ	
しろうり	0.5	2			0.5 アメカ	
すいか	0.5	0.1	○		0.5 アメカ	
メロン類果実	0.5	0.1	○		0.5 アメカ	
まくわうり	0.5	0.1			0.5 アメカ	
その他のうり科野菜	0.5	2			0.5 アメカ	
ほうれんそう えだまめ	10	2	申			2.34(#), 4.68(#)
その他の野菜		2			6.0 アメカ	
びわ		0.1				
もも あんず(アプリコットを含む) すもも(プルーンを含む) うめ おうとう(チェリーを含む)		0.1 5 5 5 5				
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実		5 5 5 5 5 5 5				
ぶどう	5	5	○		3.5 アメカ	1.66, 0.59(#), 0.42, 1.38, 0.32, 2.03, 0.99, 1.84, 0.51 【0.05~0.21(n=9)】

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
キウイ なつめやし		0.1 5				
その他の果実	1.5	5			1.5 アメリカ	【米国のトマト、ピーマン、とうがらしを参照】
その他のオイルシード		0.02				
ホップ	60	60			60 アメリカ	【17.3(#), 12.2(#), 4.1(#)]
その他のスパイス	1.5	5			0.02 オーストラリア	【米国のトマト、ピーマン、とうがらしを参照】
その他のハーブ	20	2				【0.82(#)～18.1(#)(n=7)(マスタードの葉)】
牛の筋肉	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
豚の筋肉	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
牛の脂肪	0.01	0.01				
豚の脂肪	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01				
牛の肝臓	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
豚の肝臓	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
牛の腎臓	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
豚の腎臓	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
牛の食用部位	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
豚の食用部位	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部位	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
乳	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

【 】で示した結果等については、海外で実施された作物残留試験成績を示した。

注1) ぶどう及びトマトについては、品種の相違による偏差を考慮し、作物残留量の高い大粒ぶどう及びミニトマトの作物残留試験成績を暴露評価に用いた。

注2) (\$) で示したねぎ、きゅうり及びかぼちゃの作物残留試験成績は、作物残留試験成績のばらつきを考慮し、最大残留値を暴露評価に用いた。

ジメトモルフ推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品群	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	妊婦 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI
大豆	0.2	11.2	11.8	9.1	6.7
小豆類	0.3	0.4	0.8	0.0	0.2
ばれいしょ	0.1	3.7	2.7	4.0	2.1
はくさい	2.0	58.8	63.4	43.8	20.6
キャベツ	2.0	45.6	39.8	45.8	19.6
芽キャベツ	2.0	0.2	0.2	0.2	0.2
ケール	20	2.0	2.0	2.0	2.0
こまつな	20	86.0	118.0	32.0	40.0
きょうな	20	6.0	6.0	2.0	2.0
チンゲンサイ	20	28.0	38.0	20.0	6.0
カリフラワー	2.0	0.8	0.8	0.2	0.2
ブロッコリー	2.0	9.0	8.2	9.4	5.6
その他のあぶらな科野菜	20	42.0	62.0	4.0	6.0
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む)	10	61.0	42.0	64.0	25.0
たまねぎ	2.0	60.6	45.2	66.2	37.0
ねぎ (リーキを含む)	2	22.6	27.0	16.4	9.0
にんにく	2.0	0.6	0.6	0.2	0.2
その他のゆり科野菜	2.0	1.8	3.6	0.2	0.2
トマト	3	72.9	56.7	73.5	50.7
ピーマン	1.5	6.6	5.6	2.9	3.0
なす	1.5	6.0	8.6	5.0	1.4
その他のなす科野菜	1.5	0.3	0.5	0.2	0.2
きゅうり (ガーキンを含む)	0.7	11.4	11.6	7.1	5.7
かぼちや (スカッシュを含む)	1	9.4	11.5	6.9	5.8
しろり	0.5	0.2	0.4	0.1	0.1
すいか	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
メロン類果実	0.5	0.2	0.2	0.1	0.2
まくわうり	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のうり科野菜	0.5	0.3	0.4	1.2	0.1
えだまめ	10	1.0	1.0	1.0	1.0
ぶどう	5	29.0	19.0	8.0	22.0
その他の果実	1.5	5.9	2.6	2.1	8.9
ホップ	60	6.0	6.0	6.0	6.0
その他のスパイス	1.5	0.2	0.2	0.2	0.2
その他のハーブ	20	2.0	2.0	2.0	2.0
陸棲哺乳類の肉類	0.01	0.6	0.6	0.6	0.3
陸棲哺乳類の乳類	0.01	1.4	1.5	1.8	2.0
計		593.6	600.2	438.0	292.0
ADI比 (%)		10.1	10.1	7.2	16.8

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

答申（案）

ジメトモルフ

食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.2
小豆類	0.3
はくさい	2.0
キャベツ	2.0
芽キャベツ	2.0
ケール	20
こまつな	20
きょうな	20
チンゲンサイ	20
カリフラワー	2.0
ブロッコリー	2.0
その他のあぶらな科野菜(注1)	20
レタス	10
たまねぎ	2.0
ねぎ	2
にんにく	2.0
その他のゆり科野菜(注2)	2.0
トマト	3
ピーマン	1.5
なす	1.5
その他のなす科野菜(注3)	1.5
きゅうり	0.7
かぼちや	1
しろうり	0.5
すいか	0.5
メロン類果実	0.5
まくわうり	0.5
その他のうり科野菜(注4)	0.5
えだまめ	10
その他の果実(注5)	1.5
ホップ	60
その他のスパイス(注6)	1.5
その他のハーブ(注7)	20
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類(注8)の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する腎臓	0.01
牛の食用部分	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する食用部分	0.01
乳	0.01

(注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

(注3)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注4)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注5)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注8)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。